

**愛知県・みよし市新型コロナウイルス
感染症対策理容業・美容業休業協力金
交付申請マニュアル
(組合非加盟者用)**

令和2年5月
みよし市

第 1 章 交付の要件及び交付額

1 支給対象となる事業者

みよし市の休業協力金の対象となる事業者は、自主的に休業した理容所・美容所の開設者で、下記（1）から（6）に該当することが必要です。なお、愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟している事業者については、**組合又はみよし市から別途連絡させていただきます。**

（1）みよし市内に県内の主たる店舗を有すること

本市休業協力金の交付を受ける事業者は、みよし市内に理容所又は美容所（管轄の保健所に開設届が届出済みである）の主たる店舗が所在していることが必要です。

（2）休業の実施

令和 2 年 4 月 25 日（土）～令和 2 年 5 月 6 日（水）の全期間において、休業した場合について交付対象となります。

県内に複数の店舗が所在する事業者は**全ての店舗において**休業していることが必要となります。

ただし、4 月 25 日（土）に限り必要最低限の営業※であれば、店舗が開いていた実績があっても交付対象とします。

※必要最低限の営業とは

休業連絡できなかった予約客への対応、4 月 25 日（土）以降の休業連絡等

（3）愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金及びその他市町村の交付する協力金の申請者でないこと。

（4）誓約書に記載されている事項の誓約

様式「みよし市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

（5）交付決定日において倒産・廃業していないこと。

（6）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

2 協力金支給額

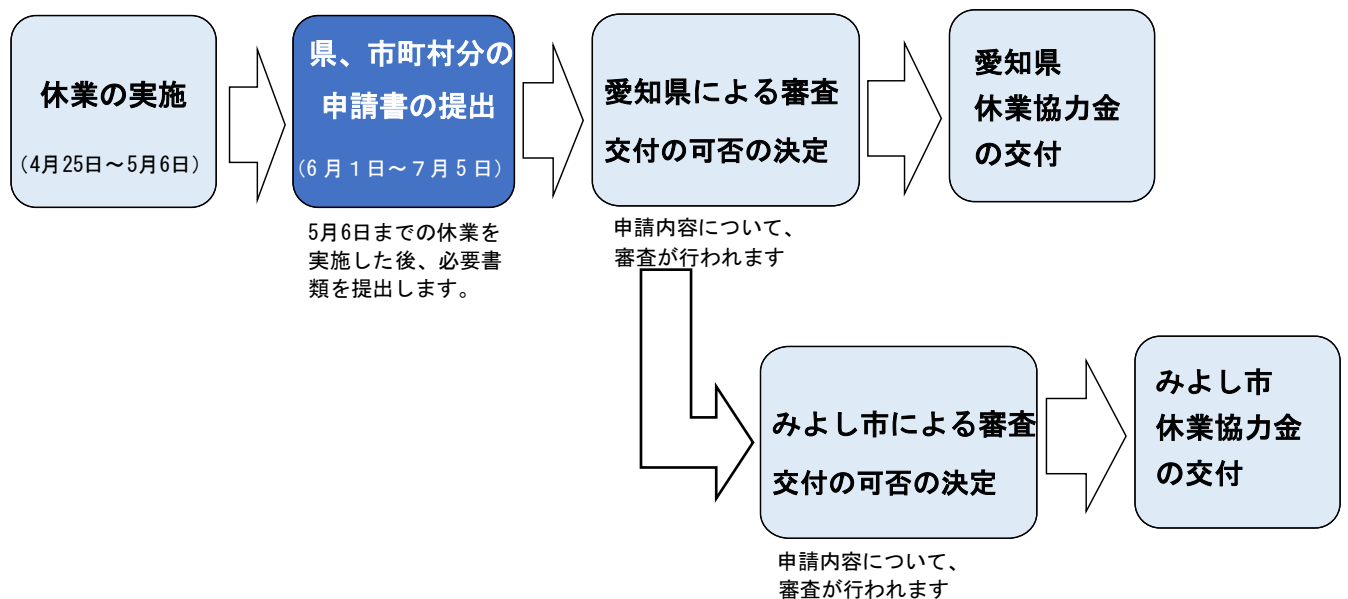
休業を実施した場合の休業協力金支給額は定額で、**1 事業者あたり 20 万円**です。（愛知県から 10 万円、みよし市から 10 万円がそれぞれ支給されます。）

第2章 申請の手続き

1 申請手続きの流れ

本休業協力金の手続きは、おおむね次のような流れとなります。

愛知県とみよし市の申請書を作成し、同一の封筒に入れ、一括で愛知県へ提出してください。



2 受付期間

令和2年6月1日（月）から令和2年7月5日（日）

※ 7月5日消印有効

3 申請の手続き

本休業協力金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

必要な書類が全てそろってから、事務処理が行われることとなりますので、ご了承ください。

4 申請に必要な書類

(1) ・愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金交付申請書（請求書）
（様式第1号）

・みよし市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金交付申請書（請求書）

(2) 添付書類

- ・愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書
(様式第2号)
 - ・みよし市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書
 - ・営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・休業の状況が分かる書類
 - ・振込先口座が分かる書類
- } 縣市分併せて1部提出です。
- (※) 詳細は、別表「添付書類一覧」のとおり。

○ 休業協力金申請書等の様式は、本市のWEBサイト「みよし市市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請について」(https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sangyo/covid-19_ribiyou_shinsei.html) からダウンロードすることができます。

○ 一度提出された書類は、返却しません。提出時には**必ず控えをとり**各自保管してください。なお、提出した書類の控え(添付書類：振込口座がわかる書類を除く)は、支給日から**5年間保存**してください。

5 申請方法

事業者は、申請に必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで送付してください。(3密を避けるため、持参による申請は原則受け付けません。ご協力よろしく申し上げます。)

送付先は愛知県となります。みよし市ではありませんので、ご注意ください。

申請書類の送付先

○郵送

〒460-8501 (住所不要)

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

(愛知県新型コロナウイルス感染症対策)理容業・美容業休業協力金担当 宛

下線部分省略可

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 交付方法

審査完了後、適当と認められる場合、指定口座に休業協力金を振り込みます。(県の振込みとみよし市の振込みは別々です。)

なお、申請内容が不相当である場合は、不交付となり、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により休業協力金の交付を受けた場合は休業協力金を返還しなければなりません。

また、休業協力金の交付事業者として、施設の種類、店舗名称及び店舗所在地をみよし市のホームページで公開することがあります。

8 休業協力金についてのお問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

愛知県新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金担当

電話番号 052-954-6296 (ダイヤルイン)

対応時間 平日9時～17時

みよし市産業課

みよし市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金担当

電話番号 0561-32-8015 (ダイヤルイン)

対応時間 平日9時～17時

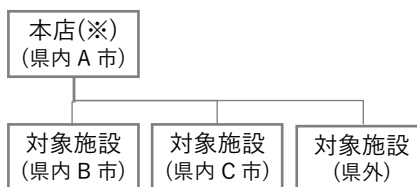
<参考> 申請先市町村の考え方

○ 1店舗のみの場合

主たる店舗
= 対象施設
(県内 A 市)

店舗のある A 市へ申請

○ 複数の店舗を持つ場合

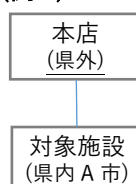


本店のある A 市へ申請

(※) 実際の理容所又は美容所

○ 店舗が県内にあるが、 本店が県外に所在する場合

(例 1)



(例 2)



県内の主たる店舗

(例 1) の場合は、A 市へ申請。

(例 2) の場合は、B 市へ申請。

※ここでいう本店とは、必ずしも確定申告上の「納税地」と同じではありません。

休業協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意 ください。

- 愛知県や市町村などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県や市町村などが、「新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金」を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。